

対象物質・項目		①下水道法等	②水質汚濁防止法等	
		公共下水道使用	自社処理	
有害物質	1	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L以下	
	2	シアン化合物	1 mg/L以下	
	3	有機りん化合物	1 mg/L以下	
	4	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	5	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	
	6	ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	7	水銀、アルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	
	8	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	9	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003 mg/L以下	
	10	トリクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	12	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	
	13	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	
	14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	
	15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L以下	
	16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	
	17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	
	18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	
	19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	
	20	チラウム	0.06 mg/L以下	
	21	シマジン	0.03 mg/L以下	
	22	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	
	23	ベンゼン	0.1 mg/L以下	
	24	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	25	ほう素及びその化合物	230 mg/L以下	
	26	ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下	
	27	アンモニア性・亜硝酸性等窒素含有量	—	100mg/L以下
	28	1,4-ジオキサン	0.5 mg/L以下	
	29	ダイオキシン類	10 pg/L以下	
生活環境項目	30	フェノール類	5 mg/L以下	
	31	銅及びその化合物	3 mg/L以下	
	32	亜鉛及びその化合物	2 mg/L以下	
	33	鉄及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	
	34	マンガン及びその化合物(溶解性)	10 mg/L以下	
	35	クロム及びその化合物	2 mg/L以下	
	36	大腸菌群数	—	3000個/cm3以下
	37	水素イオン濃度(pH)	5を超え9未満	5.8以上8.6以下
	38	生物化学的酸素要求量(BOD)	1000mg/L未満	—
	39	化学的酸素要求量(COD)	—	160(15~50)mg/L以下
	40	浮遊物質(SS)	600mg/L未満	200(150)mg/L以下
	41	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5 mg/L以下
			動植物油脂類	30 mg/L以下
	42	窒素含有量	—	(15~50)mg/L以下
	43	りん含有量	—	(1~5)mg/L以下
44	温度	45度未満	—	
45	よう素消費量	220mg/L未満	—	

※「—」は、排水基準を定めていません。( )内は日間平均の基準です。

①の27,37~45は、市条例による基準です。(その他は下水道法施行令による)

②の36~43は県条例による基準で、日平均排水量25m3以上が対象です。

その他は環境省令等による基準で、30~35は日平均排水量50m3以上が対象です。